

ホームケアまつかぜ（指定訪問介護）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会医療法人輝城会が開設する「ホームケアまつかぜ」（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ホームケアまつかぜ
- 二 所在地 群馬県利根郡昭和村糸井1223番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 5名以上
サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成、利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等の実施、その他サービス内容の管理等を行う。
- 三 訪問介護員等 10名以上
訪問介護員等は、指定訪問介護事業の提供に当たる。
- 四 事務職員 1名以上

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時から午後8時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問介護の内容）

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 家事援助
- 三 通院等のための乗車・降車の介助

（利用料等）

第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、法に定める利用者負担割合の額とする。

- 2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートルごとに50円とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明した上で、支払いに対する同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、沼田市、昭和村、川場村、片品村、みなかみ町、高山村、及び渋川市の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第10条 利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った措置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（苦情処理）

第11条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 三 その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第13条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又はその他の利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（個人情報の保護）

第14条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部での情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第15条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制の整備に努めるものとする。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回

2 事業所は、指定訪問介護に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成12年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成13年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成13年10月 1日から施行する。

この規程は、平成14年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成15年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成19年12月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成22年11月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 3月14日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年12月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和5年 2月 1日から施行する。

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。